

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

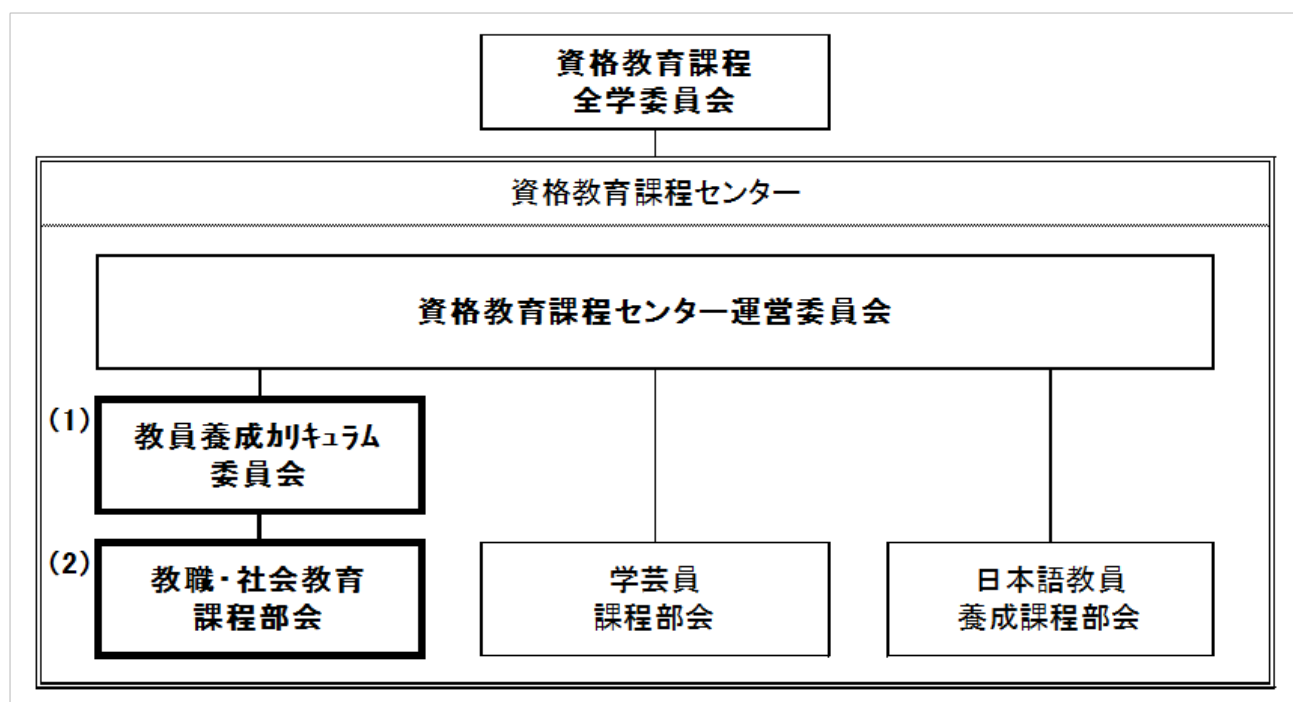
教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4 年次前学期（5～7 月）を原則とする。ただし、受入校の都合により、後学期（9～11 月）となる場合もある。
②	教育実習等の実習期間・総時間数 3 週間（120 時間）、もしくは 2 週間（80 時間）とする。
③	実習校の確保の方法 神奈川大学附属中・高等学校（以下、本学附属学校）、高大連携校や学校ボランティア校等の連携協力校、及び横浜市教育委員会等と連携して、実習校を確保している。また、特に神奈川県外出身の学生で出身自治体の教員志望学生については、当該自治体の教育の理解に資する母校での実習を確保すべく、学生自身が実習の内諾を得る。
④	実習内容 〈3 週間〉全実習時間（120 時間）の内訳は、原則として授業参観 40 時間、授業担当 20 時間（うち研究授業 1～2 時間）、教材研究及び授業や学校・学級運営に資するような管理職（学校長、学年・教科主任等）による講話等 60 時間とする。ただし、授業担当には学級活動やロングホームルームを含む場合がある。その他時間外に部活動や学校行事補助、放課後の研究指導、学級運営への参加等を行う。 〈2 週間〉全実習時間（80 時間）の内訳は、原則として授業参観 30 時間、授業担当 10 時間（うち研究授業 1 時間）、教材研究及び授業や学校・学級運営に資するような管理職（学校長、学年・教科主任等）による講話等 40 時間とする。ただし、授業担当には学級活動やロングホームルームを含む場合がある。その他時間外に部活動や学校行事補助、放課後の研究指導、学級運営への参加等を行う。
⑤	実習生に対する指導の方法 実習校が遠方の学生を除いて多くの実習生に対しては、主に教職課程専任教員がその実習校を訪問し、実習校の指導教諭と情報交換しつつ、実習生の教壇実習参観及び実習生からの報告に基づいて、実習生に助言し、支援する。遠方の実習生に対しては、主に教職課程専任教員が実習校に電話連絡して実習生の様子を把握したうえで、必要に応じて助言、支援する。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 学生のクラス担任の教職課程専任教員が、実習校の成績評価を参考にして、実習担当者会議の討議を経て評価する。※別途「教育実習成績評価票」を添付。

2 事前及び事後の指導の内容等
① 時期及び時間数 事前指導 3年次9月下旬～1月（47時間）、4年次4月、5月（30時間） 事後指導 4年次6月下旬、7月前半（16時間）
② 内容（具体的な指導項目） 事前指導（予復習含む） （1）教職課程専任教員による講義（19時間） （2）外部講師による特別講義（10時間） 情報教育、人権教育、教育と性、生徒指導 （3）上記テーマに関する討論（13時間） ※外部講師による特別講義に関するレポート作成を含む。 （4）授業参観（9時間） ※授業参観後の研究会及び授業レポート作成を含む。 （5）模擬授業と教材研究（26時間） ※学習指導案の作成を含む。 事後指導（予復習含む） （1）実習報告・反省会（8時間） （2）今後の進路選択授業（4時間） （3）「教職実践演習（中学・高校）」に向けた課題の整理（4時間）
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）
① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等 ・ 委員会等の名称 （1）教員養成カリキュラム委員会 （2）教職・社会教育課程部会 ・ 委員会等の構成員（役職・人数など） （1） ・資格教育課程センター副所長 ・教職・社会教育課程部会から選出された者（3名） ・各学部及び各研究科から選出された者（19名） ・その他学長が必要と認める者 <u>合計：22名</u> （2） ・教職課程を担当する教育職員（10名） ・社会教育課程を担当する教育職員（1名） <u>合計：11名</u> ・ 委員会等の運営方法 （1）毎月1回開催。次の事項を審議する。 ・教職課程の基本方針及び目標の立案に関すること。 ・教職課程の全学的運営並びに学部及び研究科間の調整に関すること。 ・教育課程の編成、企画及び実施に関すること。 ・教育実習の準備及び実施並びに出張指導に関すること。

- ・ 行政機関への申請等の業務に関すること。
- ・ 教育委員会及び学校等との連携に関すること。
- ・ 自己点検・評価に関すること。
- ・ F D の企画及び実施計画の立案並びに実施に関すること。
- ・ 教員免許状更新講習に関すること。
- ・ 運営委員会から諮問されたこと。
- ・ その他カリキュラム委員会の目的達成に必要なこと。

(2) 毎月 1 回開催。教職課程及び社会教育課程の運営に関する事項全般を審議する。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
 - (1) 教員養成カリキュラム委員会
 - (2) 教職・社会教育課程部会

ただし、実習校との連絡調整は、教職課程専任教員と事務職員が授業期間中に毎週 1 回連絡会議を開き、実習校との連絡調整について確認している。

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - (1) ・ 資格教育課程センター副所長
 - ・ 教職・社会教育課程部会から選出された者（3 名）
 - ・ 各学部及び各研究科から選出された者（19 名）
 - ・ その他学長が必要と認める者

合計：22 名

- (2) ・教職課程を担当する教育職員（10 名）
 ・社会教育課程を担当する教育職員（1 名） 合計：11 名

・ 委員会等の運営方法

(1) 毎月 1 回開催。次の事項を審議する。

- ・ 教職課程の基本方針及び目標の立案に関すること。
- ・ 教職課程の全学的運営並びに学部及び研究科間の調整に関すること。
- ・ 教育課程の編成、企画及び実施に関すること。
- ・ 教育実習の準備及び実施並びに出張指導に関すること。
- ・ 行政機関への申請等の業務に関すること。
- ・ 教育委員会及び学校等との連携に関すること。
- ・ 自己点検・評価に関すること。
- ・ F D の企画及び実施計画の立案並びに実施に関すること。
- ・ 教員免許状更新講習に関すること。
- ・ 運営委員会から諮問されたこと。
- ・ その他カリキュラム委員会の目的達成に必要なこと。

(2) 毎月 1 回開催。教職課程及び社会教育課程の運営に関する事項全般を審議する。また、実習校との連絡調整にあたっては、教職課程専任教員と事務職員が授業期間中に毎週 1 回連絡会議を開き、実習校との連絡調整について確認している。

【委員会の組織図】

上記①の組織図と同じ。

4 教育実習の受講資格

1. 教育実習の内諾依頼を行う前年度までに以下の条件を満たしておくものとする。

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等」から 12 単位以上を修得していること。
 （「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」を含む。）
- (2) 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」から 4 単位以上を修得していること。
- (3) 実習教科によって定められている検定試験に合格していること。
- (4) 対象者は学内で実施する各種基礎学力試験に合格していること。
 - ・ 社会系基礎学力試験（対象：法学部・経済学部・経営学部・国際日本学部・人間科学部「社会」「地理歴史」「公民」の教育実習予定者）
 - ・ 保健体育系基礎学力試験（対象：人間科学部「保健体育」の教育実習予定者）

2. 教育実習を行う前年度までに以下の条件を満たしておくものとする。

- (1) 教育実習校から受け入れの内諾を書面にて得ていること。
- (2) 1・2 年次配当の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目をすべて及び 3 年次配当の「教育実習指導 I」を修得していること。中学校実習の場合は「道徳教育論」も含む。
- (3) 3 年次配当の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目「特別支援教育論」「総合的な学習の時間の指導論」「教育相談」のうち、2 科目以上を修得していること。
- (4) 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の「教科教育法」（注 1）は免許教科に即

して4単位修得していること。なお、中学校実習の場合は8単位を修得していることが望ましい。

(5) 1・2年次配当の「教科に関する専門的事項」(注2)の必修科目をすべて修得し、かつ「教科に関する専門的事項」(注2)の修得単位数が24単位以上であること。

(6) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」をすべて修得していること。

(7) 卒業研究着手の条件が定められている学部・学科は当該要件を満たしていること。

(注1)(注2)複数教科の免許取得を希望している場合の「教科教育法」及び「教科に関する専門的事項」は、原則として“教育実習を行う教科”を指すものとする。

3. 教職課程専任教員によって構成し、年度末に開催する「判定会議」において、上記1及び2の条件等を審査し、教育実習の受講の可否を認定する。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	義務教育学校 57 学級、中学校 5,124 学級、高等学校 3,363 学級、中等教育学校 49 学級		
○	×	学校名	神奈川大学附属中・高等学校 (神奈川県横浜市緑区台村町 800 番地) 学級数：中学校 19、高等学校 18 生徒数：1,340 人		
		教員数	104 人 (内訳) 教諭 68 人、助教諭 0 人、講師 34 人、養護教諭 2 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人		
○	×	学校名	横浜市立みなと総合高等学校 (神奈川県横浜市中区山下町 231 番地) 学級数：18 生徒数：692 人		
		教員数	95 人 (内訳) 教諭 57 人、助教諭 0 人、講師 36 人、養護教諭 2 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人		
○	×	学校名	横浜市立東高等学校 (神奈川県横浜市鶴見区馬場 3 丁目 5 番 1 号) 学級数：21 生徒数：834 人		
		教員数	66 人 (内訳) 教諭 56 人、助教諭 0 人、講師 9 人、養護教諭 1 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人		
○	×	学校名	横浜市立横浜商業高等学校 (神奈川県横浜市南区南太田 2 丁目 30 番 1 号) 学級数：21 生徒数：817 人		
		教員数	79 人 (内訳) 教諭 57 人、助教諭 0 人、講師 20 人、養護教諭 2 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人		
○	×	学校名	横浜市立戸塚高等学校 (神奈川県横浜市戸塚区汲沢 2 丁目 27 番 1 号) 学級数：24 生徒数：911 人		
		教員数	97 人 (内訳) 教諭 66 人、助教諭 0 人、講師 29 人、養護教諭 2 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人		
○	×	学校名	横浜市立桜丘高等学校 (神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘 2 丁目 15 番 1 号) 学級数:24 生徒数:940 人		
		教員数	71 人 (内訳) 教諭 58 人、助教諭 0 人、講師 11 人、養護教諭 2 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人		
○	×	学校名	川崎市立幸高等学校 (神奈川県川崎市幸区戸手本町 1 丁目 150 番) 学級数：18 生徒数：691 人		
		教員数	68 人 (内訳) 教諭 46 人、助教諭 0 人、講師 21 人、養護教諭 1 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人		
○	×	教育委員会名	神奈川県教育委員会	中学校：175 校	高等学校：137 校
				中等教育学校：2 校	
○	×	教育委員会名	横浜市教育委員会	中学校：145 校	義務教育学校：2 校

教育実習成績評価票

所 属	大 学 大 学 院 科目等履修生				学 部 研究科	学 科 専M・D	年 組	番
ふ り が な								
氏 名								
担当教科・科目				教科指導学年				
担当学級・ 担当ホームルーム				参 加 部 活 動				
教科指導授業時数								
評 価 項 目	評 価 の 内 容					評 価		
1. 勤務状況	出勤・欠勤・遅刻・早退の状況、諸会合への参加など					A B C D		
2. 教員としての姿勢	態度、責任感、熱意など					A B C D		
3. 指導計画・準備	教材研究、資料および学習指導案の作成など					A B C D		
4. 指導の能力・技術	生徒の関心や学力への配慮、発問・板書・指導法など					A B C D		
5. 生活指導	学級活動・ホームルーム活動、道徳（中学校）、部活動など					A B C D		
6. 経営・事務	教育環境等の管理、事務処理能力など					A B C D		
総 合 評 価						A B C D		
[所見記入欄]						A : 優れている B : 努力し、成果があった C : もう少し努力が必要である D : 劣っている * 該当する評価を ○で囲ってください。		
指 導 教 諭 名	印							
年 月 日 学 校 名 校 長 名 印								

令和 4 年 2 月 14 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

神奈川大学附属中・高等学校

校長 中野 宏一

教育実習実施承認書

このことについて、本校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和 4 年 2 月 8 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

横浜市立みなと総合高等学校

校長 宮村 浩文

教育実習実施承認書

このことについて、本校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和 4 年 2 月 8 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

横浜市立東高等学校

校長 藤本 貴也

教育実習実施承認書

このことについて、本校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和 4 年 2 月 8 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

横浜市立横浜商業高等学校

校長 小間物 晃弘

教育実習実施承認書

このことについて、本校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和 4 年 2 月 21 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

横浜市立桜丘高等学校

校長 星野 浩

教育実習実施承認書

このことについて、本校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和 4 年 3 月 9 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

横浜市立戸塚高等学校

校長 植松 聡

教育実習実施承認書

このことについて、本校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和 4 年 2 月 28 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

川崎市立幸高等学校

校長 安藤 勉

教育実習実施承認書

このことについて、本校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和4年2月17日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

神奈川県教育委員会

教育長 桐谷 次郎

神奈川県公立学校教育実習実施承認書

このことについて、神奈川県公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和5）年4月1日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上

令和 4 年 1 月 21 日

神奈川大学

学長 兼子 良夫 様

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕 信也

横浜市公立学校教育実習実施承認書

このことについて、横浜市公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状： 国語、社会、数学、理科、保健体育、英語、
中国語
- ・ 高等学校教諭一種免許状： 国語、地理歴史、公民、数学、理科、
保健体育、情報、工業、商業、英語、中国語

2. 承認開始時期

- ・ 2023（令和 5）年 4 月 1 日

3. 承認大学名

- ・ 神奈川大学

以 上